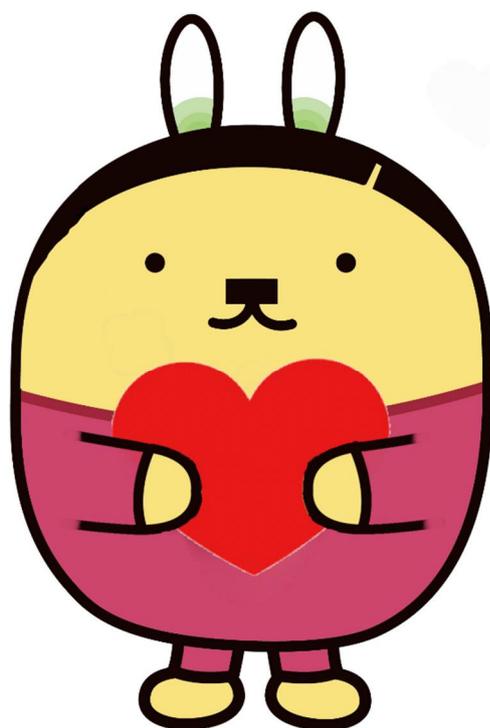


第2次 松茂町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない松茂町を目指して～



令和 6年 3月

松 茂 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨		
2. 計画の位置づけ		
3. 計画の期間		
第2章 松茂町の現状	3
1. 統計データから見る松茂町の自殺の現状		
2. 松茂町の主な自殺の特徴		
3. 町民アンケート調査結果		
(1)調査の概要		
(2)意識調査の結果から		
第3章 計画の基本的な考え方	10
1. 基本目標		
2. 基本方針		
第4章 自殺対策の具体的な取組	12
1. 松茂町の取組		
第5章 今後の成果目標	19
1. 自殺対策全体の成果目標（数値目標）		
2. 施策に対する指標		
資料編	20
・松茂町自殺対策連絡協議会設置要綱		
・相談窓口一覧表		

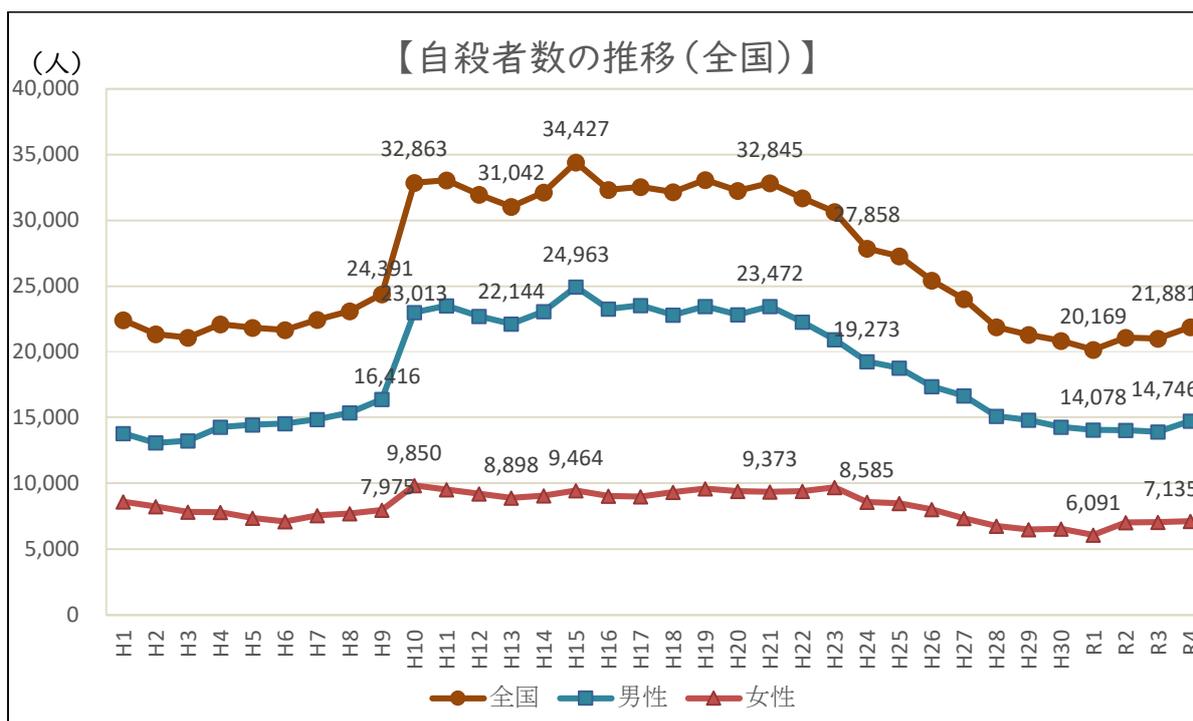
第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18(2006)年に自殺対策基本法が制定されて以降大きく前進しました。「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は平成21(2009)年から令和元(2019)年にかけて減少を続けてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2(2020)年には再び増加に転じ、令和4(2022)年には小中高生の自殺者数は過去最多となっています。世界全体が社会・経済的に危機的状況に陥り、感染症拡大の終息にめどが立たない中で多くの人が様々な不安や負担、ストレスを抱える状態になったことが背景にあるといわれています。

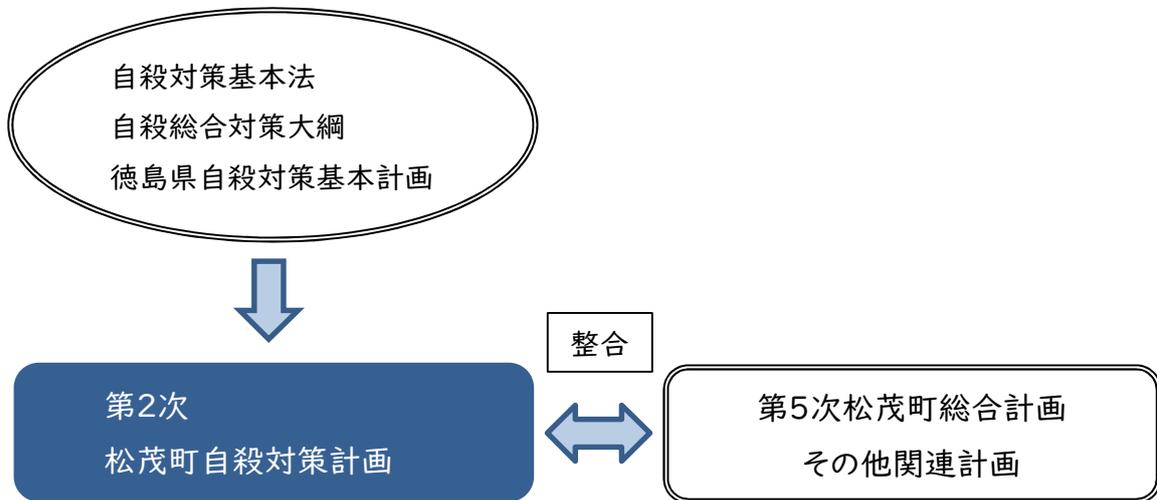
平成28(2016)年に改正された自殺対策基本法においては、誰もが「生きることの包括的な支援」として、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県、市町村で「自殺対策計画」を策定することとされています。



資料:警察庁「自殺統計」

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の自殺総合対策大綱及び徳島県自殺対策基本計画の趣旨を踏まえて、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、本計画は、町の関連計画（第5次松茂町総合計画等）との整合性を図っています。



3. 計画の期間

自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改定が行われており、令和4(2022)年10月には、新たな自殺総合対策大綱が策定され、今後5年間で取り組むべき施策が位置づけられました。

町においても、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度を取組期間とする第1次松茂町自殺対策計画を策定し各種施策に取り組んできたところですが、国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に一度を目安に内容の見直しを行うこととします。第2次松茂町自殺対策計画の推進期間は令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
策 定	第2次松茂町自殺対策計画				
	→				

第2章 松茂町の現状

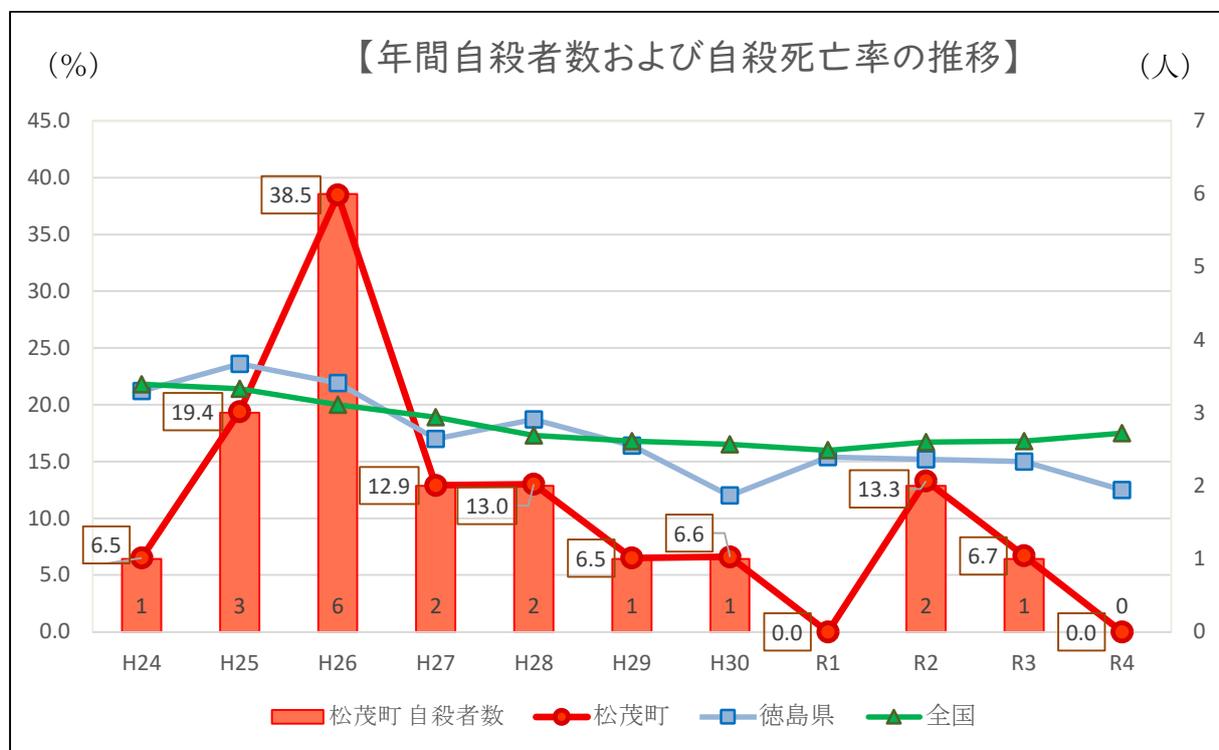
1. 統計データから見る松茂町の自殺の現状

●令和2(2020)年には増加に転じている。

平成24(2012)年～令和4(2022)年の間に自殺で亡くなった人の数は、19人(年間平均1.7人)です。

自殺死亡率(人口10万人対)は平均11.2%で、全国の18.1%を下回っています。

また、松茂町の自殺者数は、平成26(2014)年以降減少を続けていました。しかし、令和2(2020)年には増加に転じています。この背景には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済状況や生活環境の変化などが要因にあると考えられています。



資料:厚生労働省人口動態統計に基づく自殺者数(住所地・自殺日)

2. 松茂町の主な自殺の特徴

平成29(2017)年～令和3(2021)年の5年間の自殺者数は合計5人(男性2人、女性3人)でした。

いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)の「地域自殺実態プロフィール2022」により、松茂町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性(性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別)の上位5区分が示されました。

直近5年間の実態に基づき、「推奨されるパッケージとして〈高齢者〉、〈生活困窮者〉、〈無職者・失業者〉が挙げられています。

【松茂町の主な自殺の特徴】

	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対) ※1	背景にある主な自殺の 危機経路※2
1位:女性60歳以上 有職独居	1	20.0%	264.7	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
2位:女性60歳以上 無職独居	1	20.0%	56.6	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:女性40～59歳 無職同居	1	20.0%	28.4	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位:男性20～39歳 有職同居	1	20.0%	22.1	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上 無職同居	1	20.0%	21.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

資料:松茂町 地域自殺実態プロフィール2022(JSCP2022)

※1 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの

※2 自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない

3. 町民アンケート調査結果

(1) 調査の概要

「松茂町自殺対策計画」の策定にあたり、町民のこころの健康に関する状況や自殺対策・予防等に対する意識を把握するため、町民(18歳以上)に対し、「こころの健康に関する住民意識調査」の項目でアンケート調査を実施しました。

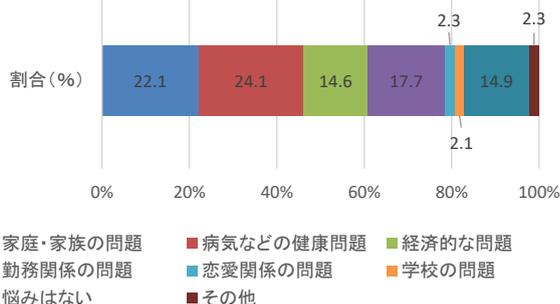
(送付者数:540人、回収数:235人、回収率:43.5%)

(2) 意識調査の結果から

※下記表中「割合」については、端数処理の関係により計が100%とならない場合があります。

あなたは日頃、どのようなことに悩みや苦勞、ストレス、不満を感じていますか？
(〇はいくつでも)

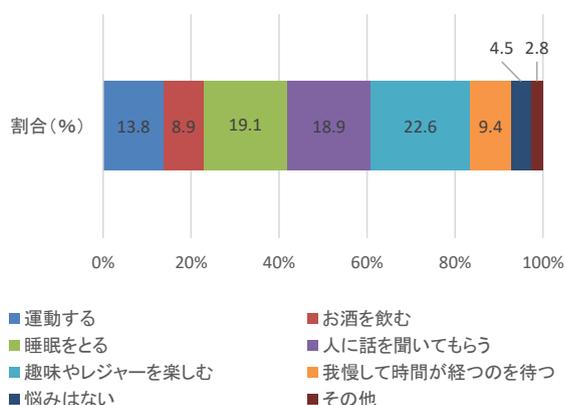
	回答数	割合 (%)
1 家庭・家族の問題	86	22.1
2 病気などの健康問題	94	24.1
3 経済的な問題	57	14.6
4 勤務関係の問題	69	17.7
5 恋愛関係の問題	9	2.3
6 学校の問題	8	2.1
7 悩みはない	58	14.9
8 その他	9	2.3
計	390	100.0



- 悩みやストレスの状況についての質問では、85.1%の方が何らかの悩みを抱えており、中でも病気などの健康問題に関して悩みや不安を感じている方が一番多く、24.1%となっています。

あなたは日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスをどのように解消しますか？
(〇はいくつでも)

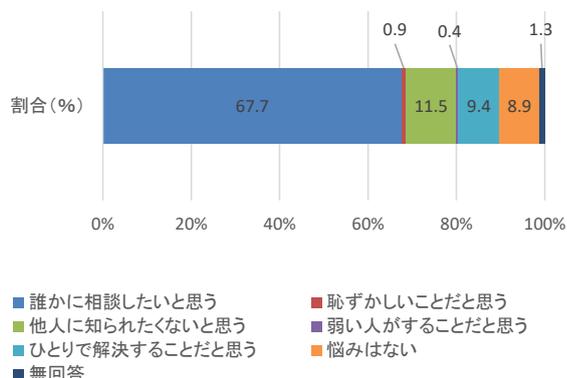
	回答数	割合 (%)
1 運動する	65	13.8
2 お酒を飲む	42	8.9
3 睡眠をとる	90	19.1
4 人に話を聞いてもらう	89	18.9
5 趣味やレジャーを楽しむ	106	22.6
6 我慢して時間が経つのを待つ	44	9.4
7 悩みはない	21	4.5
8 その他	13	2.8
計	470	100.0



- 悩みやストレスの解消法については、趣味やレジャーを楽しむ 22.6%、睡眠をとる 19.1%が多くっており、個人がそれぞれにあった方法で解消している状況が窺えます。

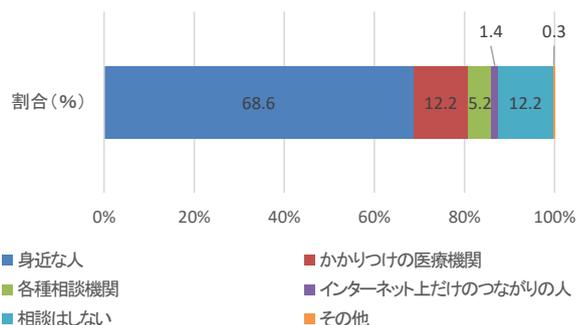
あなたは悩みやストレスを相談することに関して、どう考えますか？
あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○は1つ）

	回答数	割合 (%)
1 誰かに相談したいと思う	159	67.7
2 恥ずかしいことだと思う	2	0.9
3 他人に知られたくないと思う	27	11.5
4 弱い人がすることだと思う	1	0.4
5 ひとりで解決することだと思う	22	9.4
6 悩みはない	21	8.9
7 無回答	3	1.3
計	235	100.0



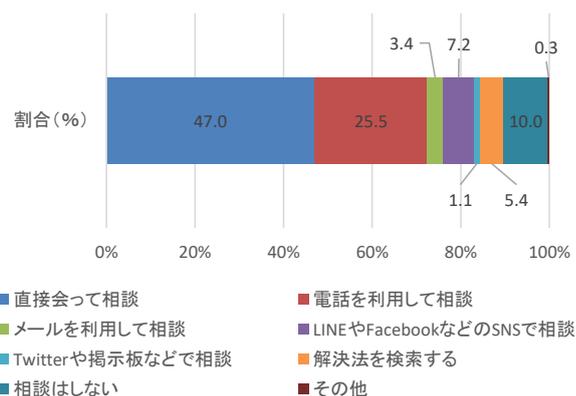
あなたは悩みやストレスを感じたときに、誰に相談しますか？（○は2つまで）

	回答数	割合 (%)
1 身近な人	197	68.6
2 かかりつけの医療機関	35	12.2
3 各種相談機関	15	5.2
4 インターネット上だけのつながりの人	4	1.4
5 相談はしない	35	12.2
6 その他	1	0.3
計	287	100.0



あなたは悩みやストレスを感じたときに、どのような手段で相談したいと思いますか？
（○は2つまで）

	回答数	割合 (%)
1 直接会って相談	164	47.0
2 電話を利用して相談	89	25.5
3 メールを利用して相談	12	3.4
4 LINEやFacebookなどのSNSで相談	25	7.2
5 Twitterや掲示板などで相談	4	1.1
6 解決法を検索する	19	5.4
7 相談はしない	35	10.0
8 その他	1	0.3
計	349	100.0

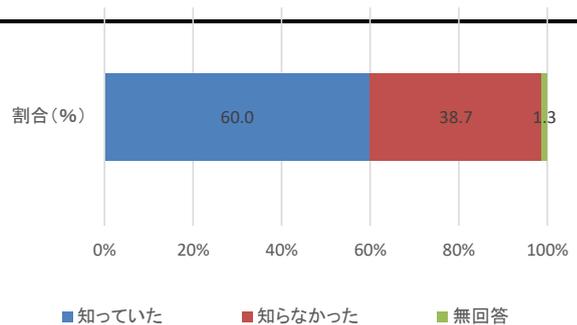


■ 悩みを相談することについては、67.7%の人が誰かに相談したいと考えている一方、ひとりで解決することだと思う人、他人に知られたくない人など、相談しない人も合わせて20%を超えています。

誰に相談するかとの問いには、身近な人と答えた方が68.6%と一番多くなっています。相談の手段については、直接会って相談すると答えた人が47.0%と一番多くなっており、またメールやLINEなどSNSを利用したり解決方法を検索すると答えた人も合わせて17.1%にのぼっています。

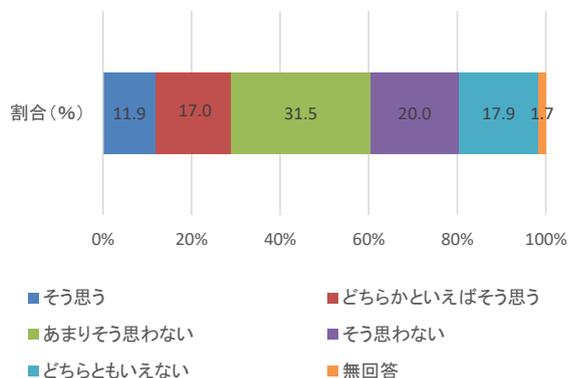
毎年多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていましたか。(〇は1つ)

	回答数	割合 (%)
1 知っていた	141	60.0
2 知らなかった	91	38.7
3 無回答	3	1.3
計	235	100.0



自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか。(〇は1つ)

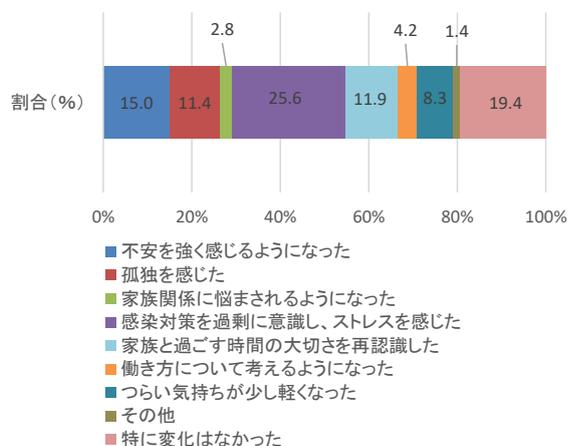
	回答数	割合 (%)
1 そう思う	28	11.9
2 どちらかといえばそう思う	40	17.0
3 あまりそう思わない	74	31.5
4 そう思わない	47	20.0
5 どちらともいえない	42	17.9
6 無回答	4	1.7
計	235	100.0



- 毎年多くの方が自殺で亡くなっているという現状は60.0%の人が知っていると答えています。しかし、51.5%の人が自殺対策は自分自身に関わる問題だとそう思わない、あまりそう思わないと回答しています。町民一人ひとりが自殺についての問題を身近なこととして認識できるような普及啓発を行っていく必要があると感じました。

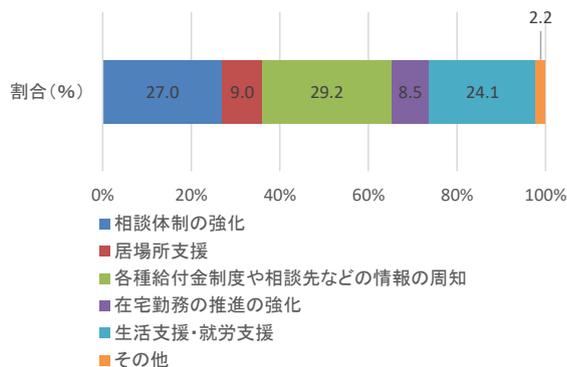
新型コロナウイルス感染症流行以降、あなたの心情や考えに変化がありましたか。(〇はいくつでも)

	回答数	割合 (%)
1 不安を強く感じるようになった	54	15.0
2 孤独を感じた	41	11.4
3 家族関係に悩まされるようになった	10	2.8
4 感染対策を過剰に意識し、ストレスを感じた	92	25.6
5 家族と過ごす時間の大切さを再認識した	43	11.9
6 働き方について考えるようになった	15	4.2
7 つらい気持ちが少し軽くなった	30	8.3
8 その他	5	1.4
9 特に変化はなかった	70	19.4
計	360	100.0



コロナ禍でどのような支援や対策が必要だと思いましたか。(〇はいくつでも)

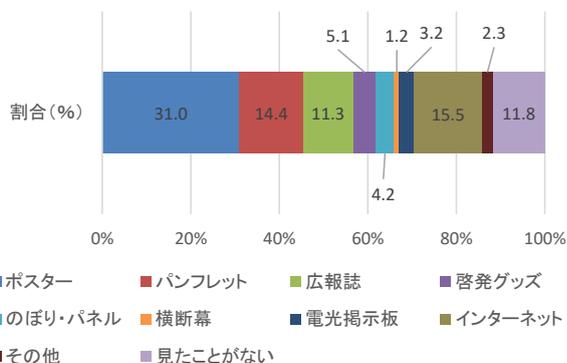
	回答数	割合 (%)
1 相談体制の強化	111	27.0
2 居場所支援	37	9.0
3 各種給付金制度や相談先などの情報の周知	120	29.2
4 在宅勤務の推進の強化	35	8.5
5 生活支援・就労支援	99	24.1
6 その他	9	2.2
計	411	100.0



■ 新型コロナウイルス感染症以降、80%以上が変化があったと回答しています。ストレスを感じたと答えた人が25.6%と一番多くなっています。また、コロナ禍でどのような支援や対策が必要かの問いには、各種給付金の周知や相談体制の強化と答えた人は、56.2%となっています。

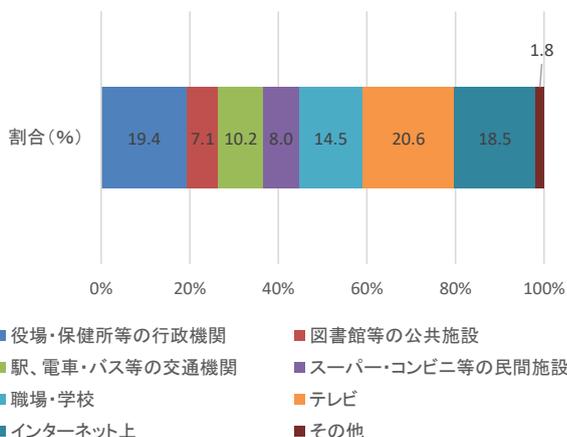
あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか？(〇はいくつでも)

	回答数	割合 (%)
1 ポスター	134	31.0
2 パンフレット	62	14.4
3 広報誌	49	11.3
4 啓発グッズ	22	5.1
5 のぼり・パネル	18	4.2
6 横断幕	5	1.2
7 電光掲示板	14	3.2
8 インターネット	67	15.5
9 その他	10	2.3
10 見たことがない	51	11.8
計	432	100.0



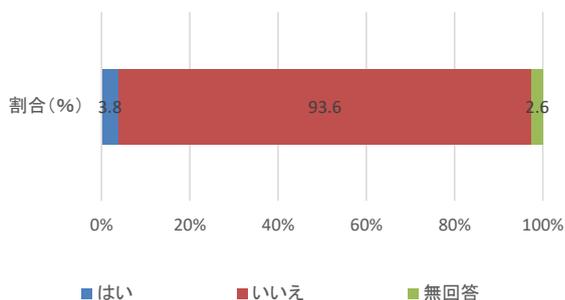
前の質問で1~9に〇をつけた人に質問です。その自殺対策に関する啓発物はどこで見ましたか？(〇はいくつでも)

	回答数	割合 (%)
1 役場・保健所等の行政機関	63	19.4
2 図書館等の公共施設	23	7.1
3 駅、電車・バス等の交通機関	33	10.2
4 スーパー・コンビニ等の民間施設	26	8.0
5 職場・学校	47	14.5
6 テレビ	67	20.6
7 インターネット上	60	18.5
8 その他	6	1.8
計	325	100.0



自殺対策に関する講演会や研修会に参加したことがありますか？（○は1つ）

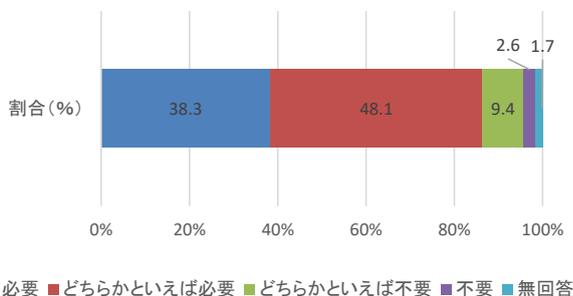
		回答数	割合 (%)
1	はい	9	3.8
2	いいえ	220	93.6
3	無回答	6	2.6
	計	235	100.0



- 自殺対策に関する啓発物については88.2%の方が、ポスターや広報誌など何らかの啓発物を見たことがあると答えています。啓発物をどこで見るのかについては、テレビとインターネットを合わせると39.1%にのぼっており、行政機関と回答した方は、19.4%でした。

自殺対策に関するPR活動（啓発物や講演会等）についてどのように思いますか？（○は1つ）

		回答数	割合 (%)
1	必要	90	38.3
2	どちらかといえば必要	113	48.1
3	どちらかといえば不要	22	9.4
4	不要	6	2.6
5	無回答	4	1.7
	計	235	100.0



- 自殺対策に関するPR活動については、必要、どちらかといえば必要を合わせた回答が86.4%となっています。

(3) 調査結果からみる課題

日頃、悩みや苦勞、ストレスを感じることもある町民の割合は、80%台にのぼっています。悩みなどを相談しない、できない町民は20%台でした。また、そのうちの半数以上が「他人に知られたくないと思う」「ひとりで解決することだ」との理由を挙げており、悩みなどを誰かに相談する前提を持たず、自ら抱え込んでいる状況です。

新型コロナウイルス感染症以降、心情や考えに変化があったと答えた人は、80%台でした。人々が対面でのコミュニケーションする機会が減り、人間関係への不安や孤独・孤立への不安が広がっています。

悩みを相談するという行為につなげるために、日常生活で人とのつながりや信頼関係を築きやすくする地域社会づくりや、相談窓口の周知徹底、相談窓口へのハードルを下げるなどの方策が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

「誰も自殺に追い込まれることのない松茂町」を目指して

自殺対策を通じて最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない松茂町」の実現です。この目標達成には、対策を進める上で具体的な数値目標等を定め、取組の成果と合わせて検証を行っていくことが必要です。

町では、平成30(2018)年から令和4(2022)年において平均して0.8人が毎年亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和10(2028)年には、年間自殺者数を0とすることを目指します。

2. 基本方針

令和4(2022)年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、次の6項目を基本方針として本計画を推進します。

- ① 生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進する
- ② 関連施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する
- ③ 対応のレベルと段階に応じた施策を効果的に連動させる
- ④ 実践的な取組と啓発を両輪で推進する
- ⑤ 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む
- ⑥ 自殺者等の名誉や生活の平穩に配慮する

① 生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」よりも、失業や生活苦、孤立等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させていくことが必要です。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組だけでなく、「生きる支援」につながる地域のあらゆる取組を総動員し「生きることの包括的支援」として自殺対策を推進します。

② 関連施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進するとともに、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、すべての関係機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することで必要な支援に確実につなげていきます。

③ 対応のレベルと段階に応じた施策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、様々な分野で包括的支援を行うために支援者や関係機関が連携する「地域連携のレベル」、法・支援制度等の整備を通じ自殺に追い込むことのない社会づくりを進める「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階での啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた際の「事後対応」の3段階があります。それぞれのレベルや段階に応じ、関連する施策に繋げていきます。

④ 実践的な取組と啓発を両輪で推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」です。当事者への支援策の実施や、関係機関の連携などの実践的な取組とともに、自殺に追い込まれそうな時は誰かに相談することや、自殺を考えている人のサインに気づき、専門家につなぎ、温かく見守ることができるよう、啓発・教育活動を積極的に進めます。

⑤ 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策の効果を最大限高め、「誰も自殺に追い込まれることのない松茂町」を実現するために、国や県、町、関係機関や関係団体、企業、町民の皆さんがそれぞれの果たすべき役割を明確にし、連携・協働して自殺対策に取り組みます。

⑥ 自殺者等の名誉や生活の平穩に配慮する

自殺者及び自殺未遂者、親族等の名誉と生活の平穩を侵害することのないよう、松茂町はこれを認識して自殺対策に取り組めます。

第4章 自殺対策の具体的な取組

1. 松茂町の取組

国は、「地域自殺対策政策パッケージ」と各自治体の「地域自殺実態プロファイル」を作成しており、松茂町は、パッケージの基本施策5つと、松茂町における重点施策（令和4（2022）年作成）に基づいて取組を進めています。

「地域自殺対策政策パッケージ」より施策1～5、「地域自殺実態プロファイル」より施策6～8を合わせて8項目とし、取り組んでいきます。

施策1：関係機関・団体との連携強化

施策2：自殺対策を支える人材の育成

施策3：町民への啓発と周知

施策4：生きることへの支援

施策5：子どもへの支援

施策6：働く世代への支援

施策7：高齢者への支援

施策8：生活困窮者への支援

施策1：関係機関・団体との連携強化

困りごとを抱えている人の早期発見には、窓口対応や各業務の中でいかに気づくかが重要です。自殺対策を総合的に推進するため、関係機関・関係団体等が連携・協働する仕組みを構築します。

事業名	取組	担当課
(1) 松茂町自殺対策連絡協議会の開催	自殺総合対策大綱に基づき、地域の関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、計画の策定・見直しや自殺対策事業に取り組みます。	福祉課
(2) 庁内における連携・見守り体制の強化	各種窓口対応や相談業務、見守り等において支援の必要性が感じられた場合に、必要な支援につなげられるように関係部門と連携します。	全課

施策2: 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。保健、医療、福祉、教育、労働その他自殺対策関連組織に属する人や一般町民を対象に「気づき」のできる人材の育成に取り組みます。

事業名	取組	担当課
(1) ゲートキーパーの養成	相談支援に関わる職種や、悩みを抱えている人を適切な支援につなぐ必要がある窓口業務に携わる町職員を中心に、ゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策に係るノウハウの共有や意識の醸成を図ります。	福祉課
(2) 認知症サポーター養成講座	町民や町職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい知識と、対応方法について習得します。また、講座終了後には、ゲートキーパー研修の周知も行います。	地域包括支援センター

施策3: 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」であり、危機に陥った場合には相談できる場所があるということが地域全体の共通認識となるよう普及啓発を進めます。

また、町民に各種相談窓口を周知し、必要な時に適切な支援につなげられるようにします。

事業名	取組	担当課
(1) 行政や関係機関、相談窓口の情報提供	各種事業・支援等に関する情報を提供します。また、ポスターの掲示、相談先一覧等のリーフレット配布等を行います。	福祉課
(2) リーフレット・啓発グッズ・メディア等を活用した啓発	自殺予防週間・自殺対策強化月間及び「二十歳の集い」時に、リーフレットや啓発グッズを配布し、自殺予防対策や各種相談窓口を町民に周知します。また、町ホームページを活用し、自殺対策関連の記事等を掲載し、町民に対する問題理解の促進と施策周知を図ります。	福祉課 社会教育課
(3) 人権啓発事業	人権啓発は自殺対策につながっているため、講演会等の実施を行います。	福祉課 社会教育課
(4) 図書館等での展示や各種講座等の機会を利用した啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に、図書館等で自殺対策関連の展示やリーフレットの配布を行います。	社会教育課

施策4: 生きることへの支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの阻害要因」が「生きることの促進要因」よりも高まった時です。「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やし、生きやすい地域を目指します。

地域コミュニティを推進し、仲間作り・生きがいがづくりやリフレッシュの機会を増やすとともに、あらゆる町民に対し、総合的に支援します。

事業名	取組	担当課
(1) 地域包括ケアシステム体制の深化・推進	誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に確保される体制の深化・推進を図ります。	長寿社会課 地域包括支援センター
(2) 権利擁護の仕組みづくり	判断能力に不安を抱える人の相談に応じるため、成年後見センターを老人福祉センター松鶴苑内に設置し、制度の利用を必要とする人やその家族・支援者等からの相談に関係機関と連携して対応します。	長寿社会課 社会福祉協議会
(3) 子ども家庭支援事業	子ども家庭支援員等と保健師等が連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施します。	子ども家庭支援室 保健相談センター 子育て世代包括支援センター
(4) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに関する相談の場を設置し、相談相手のいない保護者の困りごとや悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努めます。	子育て支援センター 子育て世代包括支援センター
(5) 仲間づくり・生きがいがづくり・地域活動・ボランティア活動の推進	集える場の提供や活動への助成、各種講座・スポーツ行事の開催等を通して、仲間づくり・生きがいがづくりを支援します。	地域包括支援センター 社会教育課 社会福祉協議会
(6) 相談事業	生活上のトラブルを抱える人を対象とした無料法律相談、契約や商品のトラブルに対する消費生活相談などを実施します。 心配ごとを抱える人の相談に、民生児童委員、人権擁護委員などが応じます。	社会福祉協議会 松茂・北島消費生活センター 長寿社会課 福祉課

(7) 各種相談業務・サービスの適切な利用の促進	担当課において、子育てや虐待、精神疾患、身体障がい、介護等、対象者の抱える悩みの早期発見・対応に努めます。相談内容に応じて、必要時に関係機関と情報共有や連携をして支援します。また、必要なサービスを適切に利用できるよう対応します。	福祉課 子ども家庭支援室 長寿社会課 地域包括支援センター 保健相談センター
(8) 各種保健事業の実施	パパママ教室などの内容に心の健康分野を取り入れます。また、会への参加者同士の交流を促し、つながりが持てるよう支援します。	保健相談センター

施策5: 子どもへの支援

令和4(2022)年の全国の小中高生の自殺者数が過去最多の514人となりました。児童生徒が自殺に追い込まれることのないよう、不安や悩みを抱える児童生徒が孤立しないよう、関係機関等との緊密な連携と地域全体での支援が求められます。

児童生徒や学生の生活の場である家庭、地域、学校の連携を図り、子どもたちの自己肯定感を成長期から養えるよう、あらゆる機会を通してきめ細かな支援を行います。

事業名	取組	担当課
(1) SOS の出し方に関する教育	町立中学校の生徒に対し、学校・教育委員会・町が連携して SOS の出し方に関する教育を実施します。	学校教育課
(2) 児童虐待防止対策の充実	相談支援事業や関係機関の連携・協力により、家庭環境に問題のある児童生徒とその家族を支援し、問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクを抑えます。	子ども家庭支援室
(3) コミュニティ・スクール事業	地域ぐるみで子どもを育てる仕組みをつくり、地域と子ども・家庭のつながりを深めます。また、子どもとの関わりを通して不登校の子ども等の家庭状況にも配慮した支援が行えるよう努めます。	学校教育課 社会教育課
(4) いじめ対策事業	人権教育や各校のいじめ防止基本方針の点検・見直しを行い、個別支援を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的ないじめ防止に努めます。	学校教育課

(5) 親と子の相談員事業	電話相談や学校での相談の機会を提供することで早期の問題発見・対応に努めます。	学校教育課
(6) 適応指導教室・あすなる教室の設置	学校生活に適応できず不登校になっている児童生徒の登校・自立を支援するため、教室を設置し、学習・生活指導を行うとともに、不登校児童生徒が安心していられる場所を提供します。また、保護者からの相談にも対応します。	学校教育課
(7) 一貫した支援の推進	保育園・幼稚園・小中学校・関係機関が、児童生徒の状況や家庭環境について情報を共有し、一人ひとりが希望や目標を持って登園・登校できるよう、連携した支援を行います。 保育・学校生活上での困難を軽減し、保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担感を軽減します。	福祉課 学校教育課
(8) 子育て世帯の経済的支援	児童扶養手当支給に関する事務手続き等の際に対象者の抱える悩みの早期発見・対応に努め、必要時には関係機関と連携して支援します。また、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを配布します。	福祉課
(9) 子どもの居場所づくり支援	行政と民間において、各居場所（子ども食堂など）のネットワークづくり、情報共有を行い協働していきます。町・各居場所において情報発信を行います。また、相談を受ける中で必要に応じて各居場所の情報提供やつなぎを行います。	福祉課 社会教育課

施策6:働く世代への支援

町の自殺者の状況を見ると、有職者・無職者ともにリスクがあることが分かります。職場での配置転換やハラスメント、人間関係、長時間労働などの問題がきっかけになるケースも想定されます。現代の多様な働き方に対応できるよう、職場だけの対策ではなく、働く世代全体への支援に取り組みます。

また、無職者については、失業から生活苦に陥り借金を抱えるなどリスクが高いため、早期に発見し、支援につなげる必要があります。

事業名	取組	担当課
(1) 職場における自殺対策の周知・啓発	リーフレットや広報を活用し、健康で充実して働き続けることのできる労働環境の整備を啓発するとともに、労働問題に関する相談窓口を周知します。	産業環境課
(2) 地域産業の育成・発展	商工会が主体となり、経営者支援セミナーや小規模事業者支援推進事業の実施を行い、経営者等に健康管理の必要性や重要性を周知します。	産業環境課 (商工会)

施策7: 高齢者への支援

高齢になると配偶者等との死別、病気等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題が生じやすくなります。高齢者の自殺を防ぐために、高齢者本人に対する支援はもとより、家族や介護者への支援も含め、地域包括ケアシステムと連動して自殺対策を行います。

事業名	取組	担当課
(1) 高齢者の居場所づくり・健康づくり	①気軽に通うことのできる場所(各種講座等)を提供することで、地域で顔の見える関係をつくり、高齢者の社会参加を促進します。 ②健活プロジェクトなどのイベントを通じて、地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組めます。	社会教育課 社会福祉協議会 長寿社会課 地域包括支援センター
(2) ひとり暮らし等施策	①地域包括支援センターへの相談、生活支援コーディネーターによる訪問により、見守りが必要な高齢者を把握し、必要なサービスへとつなげます。 ②高齢者宅に緊急通報装置を設置し、緊急時に備えます。不安時の利用も促進し、孤独感や不安感を軽減します。	地域包括支援センター 長寿社会課
(3) 老人クラブ等の活動支援	老人クラブ等で行う活動などに補助金を交付し、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。	長寿社会課 社会福祉協議会
(4) 高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談を行い、ネットワークの構築に努めます。	地域包括支援センター

(5) 高齢者関係施設の運営	高齢者の活動の促進とともに高齢者が抱える問題等の情報を把握し、高齢者向け施策を実施する関係者間での連携を強化し、地域での支援につなげます。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
----------------	---	-----------------------

施策8:生活困窮者への支援

生活困窮に陥る背景としては、失業・無職等だけでなく、障がいや疾病、介護、虐待等、多数の要因が関わり合っているケースも少なくありません。経済面や生活面の支援の他、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を行います。

事業名	取組	担当課
(1) 生活困窮者自立支援事業との連携	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、自立を促進します。	社会福祉協議会
(2) 生活福祉資金貸付事業	差し迫って必要とする生活資金の貸付を行い、日常生活の安定を図ります。	社会福祉協議会
(3) 税金・保険料・各種料金納付に関する相談・徴収業務	未納・滞納等の相談・徴収過程で、生活上の様々な問題を抱えている人を早期に発見し、支援に必要な相談窓口につなげます。	税務課 福祉課 長寿社会課 住民課 上下水道課 建設課 学校教育課

第5章 今後の成果目標

1. 自殺対策全体の成果目標(数値目標)

成果目標	目標値
年間自殺者数	0人

2. 施策に対する指標

成果目標	目標値
施策1 関係機関・団体との連携強化	
(1) 松茂町自殺対策連絡協議会の開催	年1回
施策2 自殺対策を支える人材の育成	
(2) ゲートキーパー養成講座	年1回
施策3 町民への啓発と周知	
(3) 自殺予防週間・自殺対策強化月間・「二十歳の集い」時における周知・啓発	実施(場所:10ヵ所以上)
(4) 学校へのリーフレットの配布	年1回
(5) 職員向け研修会の実施	年1回
施策4 生きることへの支援	
(6) 相談支援体制の充実(無料法律相談、人権擁護委員など)	随時
施策5 子どもへの支援	
(7) SOS の出し方に関する教育の実施	随時
(8) 要保護児童対策支援会議の開催	随時
施策6 働く世代への支援	
(9) 職場における自殺対策の周知・啓発	年1回
施策7 高齢者への支援	
(10) 高齢者の孤立を防止	随時
施策8 生活困窮者への支援	
(11) 税金・保険料・各種料金納付に関する相談	随時

資料編

松茂町自殺対策連絡協議会設置要綱

平成30年3月26日

要綱第9号

(目的)

第1条 松茂町において、総合的な自殺対策等を検討するとともに、関係機関の連携を図るため、松茂町自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 自殺予防対策に関すること
- (2) 各関係機関の連携のあり方に関すること
- (3) その他自殺対策の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる機関の者のうちから、町長が委嘱し、または任命する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別 表

- (1) 医療・保健・福祉に関する者
- (2) 消費者・産業・労働に関する者
- (3) 警察・消防に関する者
- (4) 教育・行政に関する者
- (5) その他町長が必要と認める者

相談窓口一覧表

気軽に相談
してあげ!



相談窓口	電話番号	相談時間	相談内容等	
松茂町役場	福祉課	088-699-8713	土・日・祝日・年末年始を除く 8:30~17:15	自殺防止、人権、子育て、障がい者など
	長寿社会課	088-699-2190		高齢者、介護、生活困窮など
	保健相談センター	088-683-4533		心と体の健康、子育てなど
	地域包括支援センター	088-683-4566		高齢者の健康・介護に関する相談など
	子ども家庭支援室	088-678-2926		児童虐待、妊産婦に関する相談、DV (ドメスティックバイオレンス) など
松茂・北島消費生活センター	電話、対面相談 088-699-4300	土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~15:00	消費生活に関する相談 商品、契約、借金、悪質商法に関するトラブルなど	
松茂町社会福祉協議会	088-699-5352	土・日・祝日・年末年始を除く 8:30~17:15	生活福祉資金等に関する相談	
松茂・北島子ども若者総合相談センター (板野東部青少年育成センター内)	電話相談 088-698-8780	土・日・祝日・年末年始を除く 8:30~17:15	学校、仕事、生活など困り事の総合相談	
とくしま自殺予防センター (徳島県精神保健福祉センター内)	予約制 088-602-8911	土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~16:00	予約制です。まずはお電話ください。 心の健康、不登校やひきこもり、家庭内の暴力や暴言、アルコールやギャンブル、薬物依存に関する相談	
徳島保健所	088-602-8905	土・日・祝日・年末年始を除く 8:30~17:00	地域生活のさまざまな問題についての相談	
女性の悩み110番 徳島県中央こども女性相談センター	電話相談 088-623-8110	土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00	DV、離婚、男女問題など 女性の悩み全般	
	電話相談 088-652-5503	24時間対応 (平日17:00~翌朝9:00、土・日・祝日・ 年末年始はコールセンターが対応)		
シルバー110番 徳島県高齢者総合相談センター	088-654-8110 0120-308-504	土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~16:00	高齢者の相談 (保健、福祉、介護、医療など)	
徳島県警察総合相談センター	警察相談電話 088-653-9110 #9110	年中無休・24時間	家庭内暴力、DVなどに関する相談	
徳島県警察本部 少年サポートセンター	いじめホットライン 088-623-7324	年中無休・24時間	子どものいじめ、虐待に関する相談 未成年者に関する相談	
	ヤングテレホン 088-625-8900	土・日・祝日・年末年始を除く 8:30~17:15		
24時間子供SOSダイヤル (徳島県教育委員会)	0120-0-78310	年中無休・24時間	子どものいじめに関する相談 18歳までの幼児児童生徒やその保護者、教職員が対象	
仕事なんでも相談室 (徳島県労働者福祉協議会)	0120-783-072	祝日・年末年始・お盆を除く 平日 9:00~20:00 土日 10:00~16:00	会社選び、休みが取れないなど 仕事についての相談	
よりそいホットライン	0120-279-338	年中無休・24時間	自殺予防、DV、性暴力、セクシャルマイノリティなど	
いのちの希望 (徳島県自殺予防協会)	電話、メール、対面相談 088-623-0444	年末年始を除く 10:00~23:30	自殺予防に関する相談 孤独や不安にさいなまれている方、 生きる希望を見失いつつある方、 自殺を考えている方	

●各種相談

各種相談	場所	相談日時	備考
人権相談	松茂町総合会館	原則:毎月1回 第4金曜日 13:30~16:00	相談日に電話相談も受付けています。 問合せ先:松茂町福祉課 Tel088-699-8713
弁護士による無料法律相談	老人福祉センター 松鶴苑	原則:毎月1回 第2木曜日 13:00~16:00	事前の予約が必要です。 (原則:当該月の初日から) 問合せ先:松茂町社会福祉協議会 Tel088-699-5352

第2次 松茂町自殺対策計画

発行年月 令和6年(2024)3月

発行 松茂町 福祉課

電話 088-699-8713

FAX 088-699-2141

〒771-0295

徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

メールアドレス

fukushi@town.matsushige.tokushima.jp